

## 5月報道資料

八千代市

### 1. 件名（情報）・題名

令和6年八千代市議会第2回定例会

### 2. 内容（目的・日時・場所・特徴など）

#### (1) 会期（26日間）

6月3日（月）	開 会
6月10日（月）	一般質問
6月11日（火）	一般質問
6月12日（水）	一般質問
6月13日（木）	一般質問・質疑
6月17日（月）	常任委員会（総務・文教経済）
6月18日（火）	常任委員会（福祉・都市）
6月28日（金）	総括審議

#### (2) 提出予定案件

・ 条例の一部改正案	4 件
・ 補正予算案	1 件
・ 契約の締結案	2 件
・ 財産の取得案	1 件
・ 路線の認定案	1 件
・ 諮問	1 件
計	10 件

### 3. 添付資料（要綱・名簿・写真等）

- ・ 付議すべき事件
- ・ 議案書
- ・ 令和6年度八千代市補正予算（案）の概要

### 4. 問い合わせ先（住所・電話・担当課等）

- 八千代市役所 住所：八千代市大和田新田312-5
- ・ 総務部総務課 電話：047-421-6711
  - ・ 財務部財政課 電話：047-487-5112

## 付 議 す べ き 事 件

(議案)

- 議案第 1 号 八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について  
地方税法等の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。
- 議案第 2 号 八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について  
市立第二村上団地の用途を廃止するため、条例を改正いたしたい。
- 議案第 3 号 八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
水道技術管理者の資格基準を改めるため、条例を改正いたしたい。
- 議案第 4 号 八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。
- 議案第 5 号 令和 6 年度八千代市一般会計補正予算 (第 2 号)
- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 補正額   | 1 3 億 3, 2 7 8 万 6 千円   |
| 補正後の額 | 7 4 8 億 9, 5 7 8 万 6 千円 |
- 議案第 6 号 契約の締結について  
(みどりが丘学童保育所 (南館) 建設 (建築) 工事)  
みどりが丘学童保育所 (南館) 建設 (建築) 工事について、万葉建設株式会社と契約を締結いたしたい。

議案第 7 号 契約の締結について

(八千代市立小中義務教育学校特別教室等増設空調設備の購入)

八千代市立小中義務教育学校特別教室等増設空調設備の購入について、八千代S Aパートナーズ株式会社と契約を締結したい。

議案第 8 号 財産の取得について

(救助工作車(Ⅱ型))

救助工作車(Ⅱ型)を、帝商株式会社から取得いたしたい。

議案第 9 号 路線の認定について

開発行為により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。

(諮問)

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和6年9月30日付けで委員の任期が満了となることに伴い、次期人権擁護委員を推薦いたしたく、議会の意見を求めるもの。

令和 6 年第 2 回

# 八千代市議会定例会議案

八 千 代 市



## 目 次

議案第 1 号	八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について	5 頁
議案第 3 号	八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	7 頁
議案第 4 号	八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第 5 号	令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）	1 1 頁
議案第 6 号	契約の締結について （みどりが丘学童保育所（南館）建設（建築）工事）	1 3 頁
議案第 7 号	契約の締結について （八千代市立小中義務教育学校特別教室等増設空調設備の購入）	1 5 頁
議案第 8 号	財産の取得について （救助工作車（Ⅱ型））	1 7 頁
議案第 9 号	路線の認定について	1 9 頁
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	2 1 頁



## 議案第1号

八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月3日提出

八千代市長 服部友則

### 八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和29年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」及び「それぞれ」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第10条の2第13項を削り、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。



附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第22条の2中「第32項」を「第33項」に改め、「第35項、第39項」を削り、「第46項」を「第45項」に改める。

別表第34条の7第1項第9号に掲げる金銭の項中「掲げる金銭」を「掲げる寄附金」に、「特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭」を「公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び別表第34条の7第1項第9号に掲げる金銭の項の改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の八千代市税条例第34条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の八千代市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び次条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分

までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法等の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 2 号

八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例

八千代市市営住宅等管理条例（平成 9 年八千代市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表八千代市市立第二村上団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市立第二村上団地の用途を廃止するため、条例を改正いたしたい。



## 議案第 3 号

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例  
八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成 2 4 年八千代市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の第 4 条第 6 号に規定する講習の課程を修了している者については、改正後の同号に規定する者とみなす。

提案理由

水道技術管理者の資格基準を改めるため、条例を改正いたしたい。



議案第4号

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月3日提出

八千代市長 服部友則

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八千代市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48



条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

#### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 5 号 令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）



議案第6号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和6年6月3日提出

八千代市長 服部友則

記

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 1 契約事項   | みどりが丘学童保育所（南館）建設（建築）工事 |
| 2 契約方法   | 一般競争入札                 |
| 3 契約金額   | 200,200,000円           |
| 4 契約の相手方 | 八千代市大和田新田920番地12       |

万葉建設株式会社

代表取締役 佐々木 俊一

提案理由

みどりが丘学童保育所（南館）建設（建築）工事について、万葉建設株式会社と契約を締結いたしたい。



議案第7号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和6年6月3日提出

八千代市長 服部友則

記

- 1 契約事項 八千代市立小中義務教育学校特別教室等増設空調設備の購入
- 2 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約
- 3 契約金額 1,559,360,000円
- 4 契約の相手方 八千代市萱田2233番地41 グリーンアイリス201

八千代S Aパートナーズ株式会社

代表取締役 高田貞二

提案理由

八千代市立小中義務教育学校特別教室等増設空調設備の購入について、八千代S Aパートナーズ株式会社と契約を締結いたしたい。



議案第8号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和6年6月3日提出

八千代市長 服部友則

記

- |   |        |                                         |
|---|--------|-----------------------------------------|
| 1 | 財産の種類  | 救助工作車（Ⅱ型）                               |
| 2 | 取得方法   | 一般競争入札                                  |
| 3 | 取得金額   | 188,100,000円                            |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都港区港南一丁目2番70号<br>帝商株式会社<br>代表取締役 中野 誠 |

提案理由

救助工作車（Ⅱ型）を、帝商株式会社から取得いたしたい。





議案第9号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和6年6月3日提出

八千代市長 服部友則

記

整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
300572	大和田新田 490号線	大和田新田字向山 460番83	大和田新田字向山 459番32		
400527	緑が丘西 143号線	緑が丘西四丁目 4番1	緑が丘西四丁目 4番2		
700584	村上 273号線	村上字黒沢台 1973番1	村上字黒沢台 1973番29		

提案理由

開発行為により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。



諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年6月3日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 石川昭博  
住所 千葉県八千代市勝田台南



## 令和6年度八千代市補正予算（案）の概要

○予算規模

（単位：千円）

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第5号	一般会計補正予算（第2号）	73,563,000	1,332,786	74,895,786
	国民健康保険事業特別会計	16,280,557		16,280,557
	介護保険事業特別会計	15,567,651		15,567,651
	墓地事業特別会計	44,694		44,694
	後期高齢者医療特別会計	3,259,987		3,259,987
計		108,715,889	1,332,786	110,048,675

※令和6年6月

○一般会計 款別総括表

歳入

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	市税	30,988,221		30,988,221
2	地方譲与税	427,604		427,604
3	利子割交付金	14,000		14,000
4	配当割交付金	208,000		208,000
5	株式等譲渡所得割交付金	263,000		263,000
6	法人事業税交付金	353,000		353,000
7	地方消費税交付金	4,784,000		4,784,000
8	ゴルフ場利用税交付金	51,000		51,000
9	環境性能割交付金	66,000		66,000
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	419,616		419,616
11	地方特例交付金	1,312,966		1,312,966
12	地方交付税	2,952,296		2,952,296
13	交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14	分担金及び負担金	620,740		620,740
15	使用料及び手数料	1,566,683		1,566,683
16	国庫支出金	14,329,159	851,467	15,180,626
17	県支出金	5,941,843	1,825	5,943,668
18	財産収入	36,079		36,079
19	寄附金	212,802		212,802
20	繰入金	2,053,851	219,990	2,273,841
21	繰越金	500,000		500,000
22	諸収入	1,857,539	252,104	2,109,643
23	市債	4,586,600	7,400	4,594,000
24	自動車取得税交付金	1		1
計		73,563,000	1,332,786	74,895,786

歳出

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	議会費	416,127		416,127
2	総務費	8,346,105		8,346,105
3	民生費	33,993,909	834,556	34,828,465
4	衛生費	6,283,463	413,492	6,696,955
5	労働費	13,345		13,345
6	農林水産業費	492,856		492,856
7	商工費	494,665		494,665
8	土木費	4,279,442	84,738	4,364,180
9	消防費	2,406,319		2,406,319
10	教育費	11,322,067		11,322,067
11	公債費	5,198,370		5,198,370
12	諸支出金	216,332		216,332
13	予備費	100,000		100,000
計		73,563,000	1,332,786	74,895,786

○一般会計の補正内容

歳入

(単位：千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	低所得者世帯に対する重点支援給付金及びこども加算給付、並びに定額減税を補足する給付金に係る国庫補助金の増額	897,154	808,670	1,705,824	企画経営課
	生活困窮者自立支援事業費補助金	【新規】生活保護システム改修業務委託料の追加に伴う国庫補助金の増額	31,198	4,000	35,198	福祉総合相談課
	社会資本整備総合交付金	【新規】道路補修事業に係る国庫補助金の追加	0	70,594	70,594	土木維持課
	道路メンテナンス事業補助金	橋梁補修事業に係る国庫補助金の減額	51,150	△32,522	18,628	土木維持課
	社会資本整備総合交付金	都市計画道路3・4・1号線(上高野)建設事業に係る国庫補助金の増額	19,434	11,404	30,838	土木建設課



○一般会計の補正内容

歳入

(単位：千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	社会資本整備 総合交付金	市営住宅解体事業に係る国庫補助金の減額	42,717	△10,679	32,038	健康福祉課
県支出金	在宅医療連携 促進支援事業 補助金	【新規】 在宅医療連携促進支援事業に係る県補助金の追加	0	1,825	1,825	健康福祉課
繰入金	財政調整基金 繰入金	財源調整に伴う財政調整基金の取崩し額の増額	1,380,958	219,990	1,600,948	財政課
諸収入	新型コロナワ クチン接種助 成金	【新規】 新型コロナワクチンの定期接種化に伴う助成金の追加	0	252,104	252,104	健康づくり課
市債	市道整備事業 債	道路補修事業に係る市債の減額	332,600	△63,600	269,000	土木維持課

○一般会計の補正内容

歳入

(単位：千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
市債	橋梁整備事業債	橋梁補修事業に係る市債の増額	37,600	29,300	66,900	土木維持課
	3・4・1号線建設事業債	都市計画道路3・4・1号線(上高野)建設事業に係る市債の減額	52,200	△10,200	42,000	土木建設課
	八千代台第1公園トイレ再整備事業債	【新規】 八千代台第1公園トイレ再整備事業に係る市債の追加	0	41,800	41,800	公園緑地課
	市営住宅解体事業債	市営住宅解体事業に係る市債の増額	120,500	10,100	130,600	健康福祉課
補正額合計				1,332,786		

○一般会計の補正内容

歳出

(単位：千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
民生費	ふれあいプラザ維持管理事業	【新規】 ふれあいプラザ改修設計業務委託料の追加	2,829	17,886	20,715	健康福祉課
	給付金・定額減税一体支援事業（給付金分）	低所得者世帯に対する重点支援給付金及び子ども加算給付、並びに定額減税を補足する給付金の増額	827,850	808,670	1,636,520	福祉総合相談課
	生活保護総務事業	【新規】 生活保護システム改修業務委託料の追加	19,962	8,000	27,962	生活支援課
衛生費	成人保健事業	【新規】 新型コロナワクチンの定期接種化に伴う経費の追加	679,049	413,492	1,092,541	健康づくり課
土木費	宅地事務事業	【新規】 路面等変状原因調査業務委託料の追加	777	7,766	8,543	開発指導課

○一般会計の補正内容

歳出

(単位：千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
土木費	都市公園管理事業	【新規】 萱田地区公園調整池改修調査検討業務委託料並びに八千代台第1公園トイレ再整備に係る工事監理業務委託料及び工事請負費の追加	637,451	76,972	714,423	公園緑地課
補正額合計				1,332,786		

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	備考
土木費	都市計画費	宅地事務	7,766	路面等変状原因調査業務委託

債務負担行為の補正

【追加】

件名	期間	限度額	内容
ふれあいプラザ改修設計業務委託	R6～R7	49,720千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	ふれあいプラザ改修設計業務の委託
防災道の駅やちよ整備事業仮設店舗借上	R6～R8	48,400千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	防災道の駅やちよ整備事業仮設店舗の借上

地方債の補正

【追加】

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
八千代台第1公園トイレ再整備	41,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その融資条件又はその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

【変更】

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
市道整備	368,700	305,100
橋梁整備	37,600	66,900
3・4・1号線建設	52,200	42,000
市営住宅解体	151,600	161,700